

秋田市告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者に納付させる歳入

秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

2 指定納付受託者の名称、所在地および指定した年月日

名 称	所 在 地	指定した年月日
株式会社秋田ジェーシービーカード	秋田市大町二丁目4番44号	令和6年4月1日
株式会社秋田国際カード	秋田市大町1丁目3-8 秋田ディライトビル3階	令和6年4月1日
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号	令和6年4月1日
株式会社さとふる	東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F	令和6年4月1日
Pay Pay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3	令和6年4月1日
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス	令和6年4月1日
株式会社DGフィナンシャルテクノ	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号	令和6年4月1日

ロジ		
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルN棟2階	令和6年4月1日
株式会社JR東日本ネットステーション	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 アグリスクエア新宿4階	令和6年4月1日